

審査基準

(NPO等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業
委託業務に関する公募)

I 採択案件の決定方法

提案された企画について、文化庁に設置された「NPO等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討委員会」(以下「委員会」という。)において審査を行い、各評価項目の得点合計が高く、かつ一定の条件を満たす複数の者を採択案件に決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて面接選考を実施する。なお、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準により評価し、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計点を算出し、これを平均したものを当該提案者の得点とする。

[評価基準 A]

1～3に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点

やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

1. 事業内容に関する評価

①公共性・適切性：文化庁の委託事業として適切な公共性を有していること（企画提案団体又は関係者の直接の利益となる業務等を主たる事業内容としないこと）。

②実現性・妥当性：企画提案の内容が、本事業の趣旨・目的に沿ったものであり、かつ、実現性・妥当性があること。

③具体性・効率性：事業実施の方法等が具体性・効率性に優れていること。

④継続性・発展性：企画提案の内容が、継続、発展が期待できること（企画提案団体が通常行っている活動の継続性、発

展性ではないことに留意すること)。

2. 事業実施主体に関する評価

- ①組織体制：事業実施に必要な組織体制が整っていること。
- ②遂行力：事業を適切に遂行するための技術力，ノウハウを有していること。
- ③調整力：関係機関と連携を取り，事業を適切に実施することができること。
- ④業務管理能力：事業を効果的に遂行するために必要な経験等を有し十分な業務管理能力を有していること。

3. 事業実施体制に関する評価

- ① 企画提案を実施するのに必要な協力者・協力団体との連携など，十分な広がりをもった実施体制を整えていること。

[評価基準 B]

「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」(1～3)に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に応じて評価する。

- 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
 - ・認定段階3＝1.5点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点
- 2. 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
 - ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝0.7

点

- ・プラチナくるみん認定 = 1点
- 3. 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定） = 1点
- 4. 1～3に該当する認定等を有しない = 0点

最低評価基準

[評価基準 A]

- ・ 16点を最低評価点とし、これを下回るものは採択しない。
- ・ 各評価項目において、3名以上の委員から「劣っている」もしくは「やや劣っている」と評価された項目が1つでもある場合は、これを採択しない。

[評価基準 B]

- ・ 最低評価点を設けない。